

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託 テレビ受信障害事前調査業務特記仕様書

I 本書の位置付け

本仕様書は、鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託に伴って実施するテレビ受信障害事前調査業務について定めるものである。受注者は、本仕様書に従って調査業務を実施するものとする。

II 業務概要

1 業務名称

鎌倉市新庁舎等基本設計及び DX 支援業務委託
(業務部分：テレビ受信障害事前調査業務)

2 業務場所

鎌倉市寺分字陣出 8 番 8

3 業務期間

契約締結日から令和 8 年（2026 年）2 月 27 日までとする。

III 業務内容

本業務は、本仕様書、「建造物障害予測の手引き（地上デジタル放送）」及び「建造物によるテレビ受信障害調査要領（地上デジタル放送）」（いずれも一般社団法人日本 CATV 技術協会）等に基づいて実施するものとする。

1 テレビ受信障害事前調査業務の内容及び範囲

予定建築物等の整備に伴い、地上デジタル放送及び衛星放送によるテレビ受信障害が発生すると予測される地域を導出し、その地域周辺におけるテレビ受信状況を把握し、整備前と比較して障害発生の有・無及びその程度を検討できる資料を作成する。

(1) 調査対象

ア	東京スカイツリー局	デジタル 7 ch	5 地点
イ	平塚局	デジタル 8 ch	6 地点
ウ	鎌倉笛田局	デジタル 2 ch	5 地点
エ	衛星放送	BS および CS 放送（障害範囲の予測のみ）	

(2) 調査項目

ア	受信特性の測定	(各調査地点の各チャンネル)
イ	画像評価・画像記録	(各調査地点の各チャンネル)
ウ	BER（ビット誤り率）測定	(各調査地点の各チャンネル)
エ	調査風景写真	(各調査地点で 1 枚)
オ	調査場所付近における既設共同受信施設の目視確認	

2 業務の実施について

(1) 疑義に対する協議

本仕様書及び本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、発注者と受注者との協議して定めるものとする。

(2) 調査に必要な届出書及び願書等の提出

必要書類は、必要な時期に遅滞なく提出すること。期日を厳守すること。なお提出に際しては、監理職員の承諾を得ること。

(3) 調査方法の軽微な変更

調査の進行に伴い業務の性質上又は状況の変化のため、調査方法の軽微な変更などを必要とする場合は監理職員の承認を得ること。

(4) その他

地域住民からテレビ受信障害に関する説明を求められた場合は、技術的な事項に限り説明すること。

3 成果物等の提出部数及び形式

本業務の成果物として、報告書を「建造物によるテレビ受信障害調査報告書」（件名を併記のこと）として1部作成（カラー印刷）し、報告書の電子データをPDF形式で格納したCD-R（又はDVD-R）を2枚（1枚は予備）綴じこんで提出するものとし、その監修にはCATV総合監理技術者または第1級CATV技術者（または第1級有線テレビジョン放送技術者）の資格者が当たること。

報告書には、監修した資格者情報（資格名、番号、氏名）、調査概要、調査方法、調査結果、対策（対策が必要な場合）、所見、受信障害予測地域図などを示すこと。